

Npop'n

VOL.73

えぬぽっぴん



NPO POP NEWS 略して『Npop'n』!

新宿NPO協働推進センターから、社会貢献活動に関連したポップな話題をお伝えします!

コンプライアンス（法令遵守）の意識を高めよう

社会貢献活動を行う上で、法律を守ること（コンプライアンス）はとても重要でしっかり意識なくしてはなりません。今号では、5・6月に開催した2つの基礎講座、『労務管理講座』(5/24)、『法務講座』(6/14)の内容と様子をご紹介します。

◆『労務管理講座』～忘れちゃいけない! 労務管理～

後藤 勝氏（特定社会保険労務士/第一種衛生管理者）

人を雇う場合、NPOも企業と同様、労働者の労務管理が必要となります。労働者を雇用する上で考慮すべき労務管理のポイントを以下に紹介します。

1. 労務管理に関わる労働法令

労務管理に関わる主な労働法令には次のようなものがあります。

- 1) 労働基準法 2) 労働契約法 3) 最低賃金法 4) 労働安全衛生法
- 5) 育児・介護休業法

『労働基準法』で定められている基準に達しない労働条件は無効となり、この法律で定める基準が適用されます。また『労働契約法』では、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、両者の合意により労働契約が成立すると定められています。

2. 法令上整備すべきもの

使用者は労働者を雇う場合、次のものを整備する必要があります。

- 1) 労働条件通知書：労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を通知する書面
- 2) 帳簿（法定3帳簿）：①出勤簿 ②労働者名簿 ③賃金台帳
- 3) 労使協定：事業場の労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面により結ばれた協定【例：時間外及び休日に関する労務協定（36協定）など】

3. 社会・労働保険等の公的保険制度

労働者に対しては以下の公的保険制度*が設けられています。

- 1) 健康保険 2) 厚生年金保険 3) 労働保険（①雇用保険 ②労災保険）
- （* 公的保険の被保険者要件については、各法律で規定されています）

4. 働き方改革関連法に関する事項

働き方改革とは、働く人の個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものです。働き方改革関連法の中で、NPOが主に注意すべき項目は以下のものです。

1) 時間外労働の上限規制(大企業2019年4月1日施行、中小企業2020年4月1日施行)

時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合も法律で設定された上限を超えることはできません。

2) 年次有給休暇の取得義務化（2019年4月1日施行）

使用者は年10日以上有給休暇が付与されている労働者に対し、年5日について時季を指定して取得させる必要があります。（※労働者が自らが申し出て取得した日数は5日から控除されます。また、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければなりません）



講師の後藤氏
(特定社会保険労務士)



講座の様子



働き方改革関連法に関するハンドブック

3)「フレックスタイム制[※]」の拡充（2019年4月1日施行）

より働きやすくするため、従来1ヶ月であった清算期間（労働時間の調整が可能な期間）を3ヶ月まで延長することができます。

※フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。

◆『NPOのための法務講座』～そのNPO活動、法律違反になっていませんか～

瀧口 徹氏（弁護士/BLP- Network 副代表）

1. 遵法の重要性

NPO法人が活動を行う場合、法律に則って、活動を行うことが大切です。法律に違反した場合、行政処分や行政罰・刑事罰を受けたり、法人の認証が取り消しになるという事態も発生しかねません。特にNPOは社会からの信頼維持を存続の根幹としており、法律を十分に理解し、違反しない事が他の法人よりも重要となります。

2. NPO法に関する留意点

NPO法人はNPO法（特定非営利活動促進法）に基づき活動を行う必要があります。この時の主な留意点は次の通りです。

- 1)社員総会・理事会を定期的開催し、定款の決議事項等について審議する必要があります。
- 2)年1回、所轄庁へ報告書（事業報告書、活動計算書、貸借対照表等）を提出する必要があります。報告書の提出が無かった場合、最初、所轄庁からの勧告がありますが、それでも提出されなかった時は、法人の認証取消が行われます。
- 3)定款が変更になった場合、その内容を所轄庁に届け出る必要があります。特に注意しなければならないのは、定款に定めのない新しい活動を行う時で、この場合は所轄庁へ届け出て認証を得ることが必要となり、設立時と同等の手間と時間がかかります。
- 4)毎年の事業報告の中で貸借対照表の公告が必要となりますが、この公告をHPで行うと定款に記載すれば、官報での公告が不要となり手間や費用の削減が図れます。
- 5)NPO法は特定非営利活動以外の活動も認めています。この活動については、①本来の特定非営利活動の妨げにならないこと、②この活動で得た利益については非営利活動の本来の目的のためだけに使用すること、などが条件となっています。

3. 従業員採用及び各種サービス提供に適用される法規制の留意点

- 1)従業員を採用する場合、労働法が適用され労働時間や賃金などの労働条件を明示し、遵守する必要があります。労働保険・社会保険への加入が求められる場合もあります。また、ボランティアの協力を得る場合は、その行動がボランティア活動であることを明確にしておく必要があります。ボランティアが労働者としてみなされた場合、労働法が適用され、定められた要件を満たす必要が出てきます。
- 2)各種サービスを提供する場合、その内容によっては行政庁の許認可が必要になることがあるため、各サービスを提供する前に適用される法規制があるかを確認しておく必要があります。例えば、①食品衛生法（飲食物を提供する場合）②貸金業法（お金の貸付を行う場合）③旅行業法（旅行ツアーを企画する場合）などがあります。

4. 知的財産権及び契約締結上の留意点

- 1)知的財産権には、著作権や商標権などがありますが、いずれも、①自己の権利を守ること、②他者の権利を侵害しないこと、が基本的な考え方です。

例えば、自団体の新聞掲載記事をそのまま無断で使用することは著作権法に触れるので、注意が必要です。また、ボランティアや制作会社に記事やHP、動画などを作成してもらう場合は、成果品の著作権が自団体にあることを明確にしておくことがトラブル防止につながります。

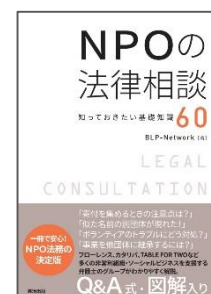
- 2)契約書の締結は合意内容を確認・明確にし、実務にあった柔軟なルールの制定や、トラブル発生時の解決方法の明確化のために効果があります。この時の注意事項としては、契約の権利・義務を負う者が契約当事者となっているかどうかです。未成年の場合は法定代理人（父母等）の同意が必要であり、任意団体では誰を契約主体とするかを十分に検討する必要があります。



講師の瀧口氏
(BLP-Network)



講座の様子



NPOの法律相談
(BLP-Network著)

✧ちょっと気になるNPO団体を紹介します✧

《 NPO法人ねこだすけ 》

“小さな命にやさしいまちづくり”

人は大きな自然の恵みの中で暮らしながら、小さな尊い命と共に生きることを願っています。不幸なネコを無くし、小さな命にやさしい環境やまちづくりをすすめるために、いま私たちができることをひとつずつ進める活動を行っている団体を紹介します。

2019年8月8日(木) 18時45分～20時45分 当センターで行われる「市民とNPOの交流サロン」にご登壇いただきます。関心のある方は是非ご参加ください。

場 所：当センター4階 401会議室
語り手：NPO法人ねこだすけ
参加費：1,000円

問合せ：新宿NPOネットワーク協議会
【電話】03-5206-6527
【Email】hiroba@s-nponet.net

当センター利用団体のイベント情報

イベント情報は各団体のHP等より入手して掲載しております。お問合せは各団体をお願いいたします。

建築ネットワークセンター

2019年度 マンション連続講座 3回目 「給排水管の更生・更新工事のポイント」

日 時：2019年8月1日(木) 18:15～20:30

場 所：建築ネットワークセンター事務所
(新宿区早稲田74 鱒淵ビル301)

参加費：一般500円、会員300円
事前申し込み必要

問合せ：建築ネットワークセンター

【電話】03-6457-3178

【Email】kenchiku@d2.dion.ne.jp

【HP】<http://www.kenchikunet.org/access.html>



新宿区ウォーキング協会

第174回例会「早朝の都心で緑陰ウォーク ウォーミングアップはラジオ体操」約7km

日 時：2019年8月3日(土) 6:30 ラジオ体操 受付:6:40～7:00

集 合：新宿中央公園・水の広場

(最寄駅：都営大江戸線「都庁前駅」)

解 散：代々木公園原宿門 9:00頃予定

参加費：一般400円、会員無料

問合せ：新宿区ウォーキング協会

【電話】090-3217-4109

【FAX】03-3208-3531



新宿NPOネットワーク協議会

「小滝橋ひろば～ネイルケアカフェ」

日 時：2019年8月12日(月)、26日(月) 13:00～17:00

場 所：新宿NPO協働推進センター 401会議室B
(新宿区高田馬場4-36-12)

参加費&材料費：1,000円

定 員：5名 開催日の前日までに要予約

問合せ：新宿NPOネットワーク協議会

【電話】03-5206-6527

【Email】hiroba@s-nponet.net



ファミリーカウンセリングサービス ON WISH

「気持ちを話して自分を好きになる」お話しカフェ

日 時：2019年8月25日(日) 10:00～12:00

場 所：新宿NPO協働推進センター 401会議室A
(新宿区高田馬場4-36-12)

参加費：500円(中学生以下は無料)

問合せ：ファミリーカウンセリングサービス ON WISH

【電話】080-5024-5702 (担当 桐越)

【Email】miwako-416-arashi-59@ezweb.ne.jp

【HP】<https://onwishcr.wixsite.com/onwish>

<イベント情報掲載募集>

- ◆対象期間：2019年9月1日(日)～9月30日(月)
- ◆募集締切：2019年8月4日(日)
- ◆対象団体：当センター登録団体、一般利用団体
- ◆掲載件数：最大5件(1団体1件まで掲載できます。応募が多い場合は、当センターまたは新宿区内のイベント・登録団体のイベントを優先させていただきます。)
- ◆申込方法：タイトル、日時、場所、参加費、問合せ先を、新宿NPO協働推進センターまで、FAX又はメールにてご連絡ください。

新宿区民活動支援サイト“キラミラネット”をご利用ください

新宿区を拠点に行われている地域活動や社会貢献活動、趣味、サークル活動など、身近な地域活動の情報を一堂に集め、発信するWEBサイトです。現在、WEB会員を募集しています。(登録料は無料です)

URL：<http://shinjuku.genki365.net/>

問合せ：新宿区地域振興部

地域コミュニティ課

【電話】03-5273-3872

【FAX】03-3209-7455



センターからのお知らせ



講座 【ワークショップ講座】

～達人から学ぶ目的に応じたワークショップ～

【日 時】8月3日(土) 13:00～17:00

【内 容】年間180回以上のワークショップをこなす達人から、効果的なワークショップの進め方やノウハウを体験しながら学びます。

- ◆ワークショップの体験
- ◆体験したワークショップの説明
- ◆ワークショップの整理 など

【講 師】小笠原 祐司氏 (NPO法人bond place 代表理事)

【会 場】当センター 501会議室

【参加費】2,000円

講座 【NPOのための会計講座】

～日常の仕訳・記帳から決算まで～

【日 時】8月20日(火)・8月23日(金)

8月27日(火)・8月30日(金)

各日とも 18:45～20:45

【内 容】

<8/20> NPO法人の会計の仕組みを知ろう

NPO会計の流れはどうなっているのか?一般の会社との違いなどについて学びます。

<8/23> 簡単なバランスシートを作ってみよう

会計に必要な仕訳にチャレンジします。練習を重ねて、コツをつかみましょう。

<8/27> 決算の仕方をマスターしよう

NPO法人の決算書を作成する上で必要な事柄を学びます。

<8/30> NPO法人の決算書を作ってみよう

これまで学んだことをベースに、NPO法人の決算書を作成します。

【講 師】田中 義幸氏 (公認会計士/税理士/
NPO法人日本公会計支援協会 理事長)

【会 場】当センター 501会議室

【参加費】4,000円 (各回 1,000円)

【持ち物】筆記用具・電卓



交流会 <真夏の夜の交流パーティ>

会議は堅苦しい、挨拶だけじゃ物足りない・・・

NPO・ボランティアのこと、聞いてみたいこと等、同じ関心のある仲間と気軽にワイワイ話してみませんか?

【日 時】8月29日(木) 18:30～20:30

18:00 受付開始

【会 場】当センター 屋上 (雨天の時 501会議室)

【参加費】一般2,000円 学生1,500円 (飲食代等)

【定 員】30名程度

【申込み】新宿NPOネットワーク協議会

【電 話】03-5206-6527

★講座に参加希望の方は、電話、FAX、メールにて、下記お問い合わせ先へご連絡下さい。

★当センターでは、非営利の社会貢献活動に対して、会議室の貸し出し事業も行っています。詳細につきましては、当センターHPをご参照ください。【URL: <https://snponet.net/>】

情報・お問い合わせ先

TEL : 03-5386-1315 FAX : 03-5386-1318

Email : hiroba@s-nponet.net

URL : <https://snponet.net>

Facebook : <https://www.facebook.com/shinjuku.npo.center>

アクセス

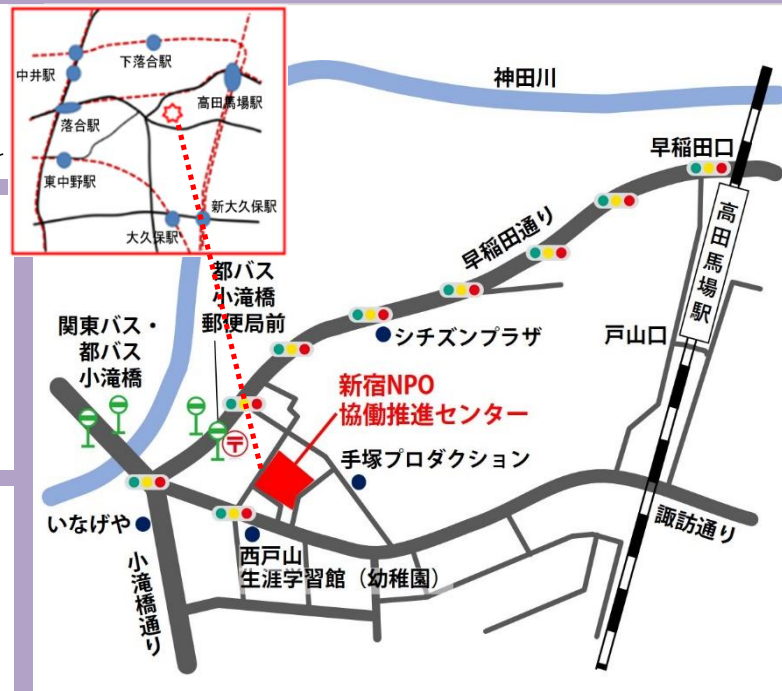
- ・JR山手線・東京メトロ東西線・西武新宿線『高田馬場』駅より徒歩15分
- ・JR中央線『東中野』駅『大久保』駅より徒歩15分
- ・西武新宿線『下落合』駅より徒歩12分
- ・東京メトロ東西線『落合』駅より徒歩12分
- ・都営大江戸線『東中野』駅『中井』駅より徒歩15分
- ・都営バス『小滝橋』、関東バス『小滝橋』より徒歩4分 (上69、飯64、橋63、飯62、宿08、宿02、百01)

作成&発行

新宿区立新宿NPO協働推進センター

指定管理者：一般社団法人新宿NPOネットワーク協議会
(〒169-0075 新宿区高田馬場4-36-12)

編集担当：西郷和将 吉田定信 三上太紀子 菊池直子
三橋雅人



新宿NPO協働推進センターは、社会貢献活動団体のネットワークづくりの拠点施設としてオープンしました!

4 センターでは、社会貢献活動団体への施設の貸出しの他、相談や情報提供、講座等、さまざまな事業を実施しています。